

環境金融の拡大に向けた利子補給事業

2, 224百万円（1, 812百万円）

総合環境政策局環境経済課

1. 事業の必要性・概要

「金融」は、経済活動の血流であり、経済活動全体に大きな影響力を有する。「金融」に環境配慮を織り込むことができれば、その影響力を通じ、事業活動など様々な経済活動における環境配慮や環境ビジネスを大きく誘導・促進することができる。

そこで、金融機関の融資判断に、コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込む環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質を向上、裾野を拡大させ、地球温暖化対策の推進を図る必要がある。

2. 事業計画（業務内容）

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業 830百万円（1, 143百万円）

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3カ年以内にCO2排出を3%（又は5カ年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。なお、平成27年度は、地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケートローンを対象とする。

※環境配慮型融資…金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。

○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業 1, 394百万円（669百万円）

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、当該プロジェクトにおけるCO2排出量の削減・抑制状況を、利子補給期間中に定期的に金融機関がモニタリングすることを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

※環境リスク調査融資…金融機関が、融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。

3. 施策の効果

地球温暖化対策のための投資に対し、環境配慮を組み込んだ融資が実施されることにより、環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進につながる。

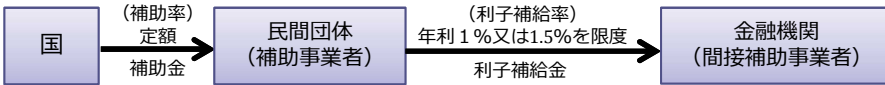
環境金融の拡大に向けた利子補給事業

平成27年度要求額
2,224百万円（1,812百万円）
支出予定先：民間団体

背景・目的

コーポレートベース、プロジェクトベースでの環境配慮の取組を組み込んだ環境金融を推進するとともに、地球温暖化対策のための投資における資金調達を利子補給により円滑化することによって、環境金融の質・裾野の拡大と地球温暖化対策の促進を図る。

事業スキーム



期待される効果

環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進

事業概要

○ 環境配慮型融資促進利子補給事業（830百万円）

金融機関が行う環境配慮型融資のうち、地球温暖化対策のための設備投資への融資について、融資を受けた年から3か年以内にCO2排出量を3%（又は5か年以内に5%）以上削減することを条件として、年利1%を限度として利子補給を行う。

※平成24年度をもって新規採択を終了した「環境配慮型経営促進事業に係る利子補給事業」の既採択案件に係る利子補給分（約450百万円）を含む。

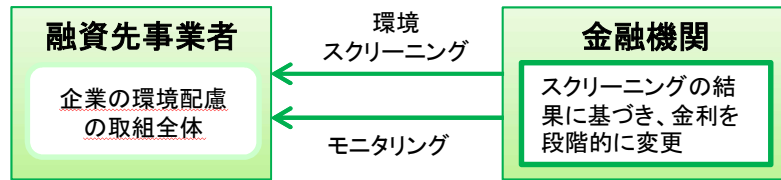
○ 環境リスク調査融資促進利子補給事業（1,394百万円）

金融機関が行う環境リスク調査融資のうち、一定の基準に合致する低炭素化プロジェクトへの融資について、CO2排出量の削減・抑制状況の金融機関によるモニタリングを条件として、年利1.5%を限度として利子補給を行う。

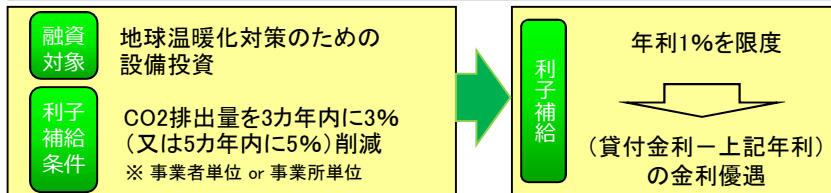
コーポレートベース

環境配慮型融資の概要

金融機関が企業の環境配慮の取組全体をスクリーニング手法等により評価し、その評価結果に応じて、低利融資を行う融資制度。



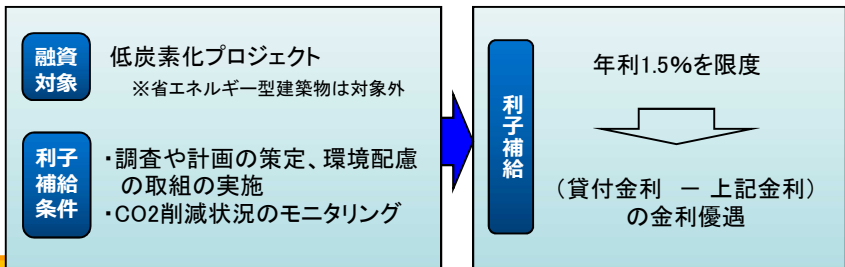
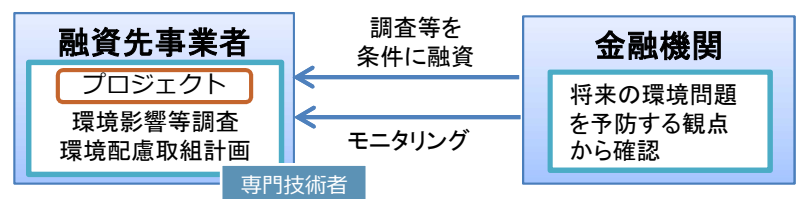
地域金融機関における環境配慮型融資の裾野拡大のため、環境配慮型融資の一定の実績を有する金融機関と地域金融機関との連携によるシンジケート・ローンを対象とする。



プロジェクトベース

環境リスク調査融資の概要

融資先事業者に対し、事業に伴う環境影響等の調査結果及び環境配慮の取組計画の提出を求め、その内容及び実施の確認を行う融資制度。



環境金融の拡大と地球温暖化対策の促進